

<公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要>

参考資料

(厚生労働省)

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成28年10月実施)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部公布日から3月以内)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

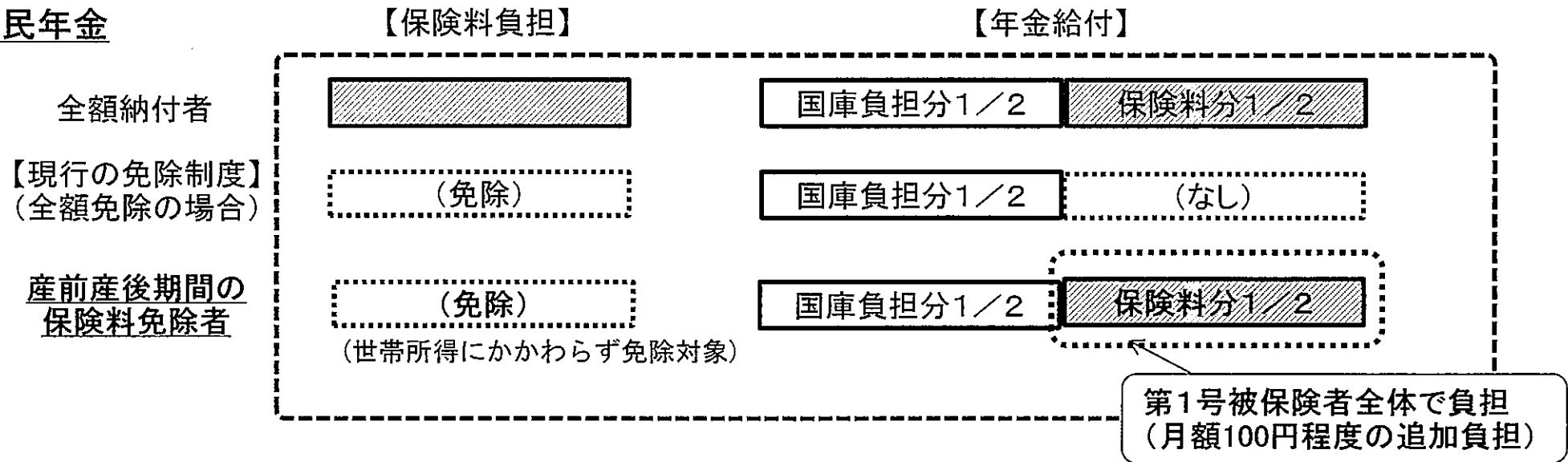
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(公布日から3月以内施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

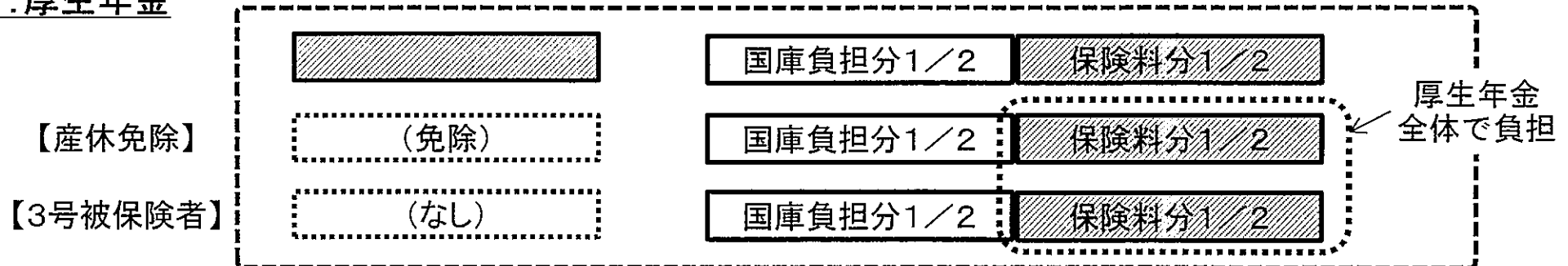
国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

- 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定日の前月から4か月間)の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。(対象者:年間20万人程度の見込み) 【平成31年4月施行】
- この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

国民年金



参考:厚生年金



年金額の改定ルールの見直し

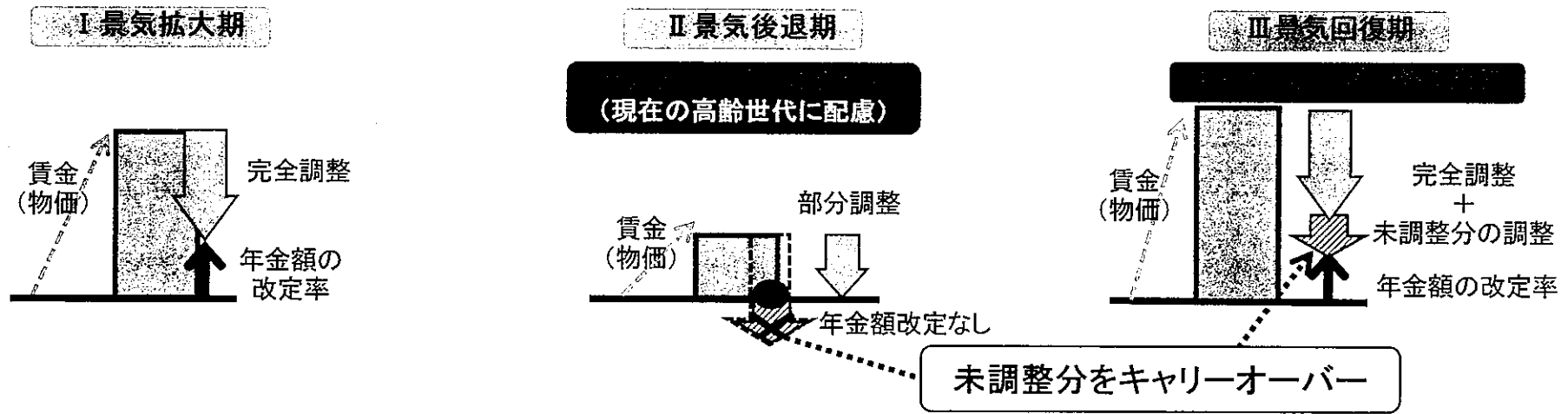
○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】

② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

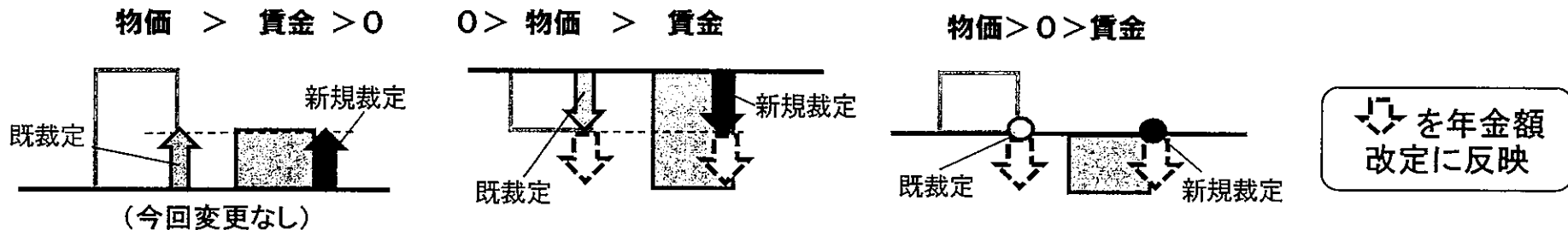
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

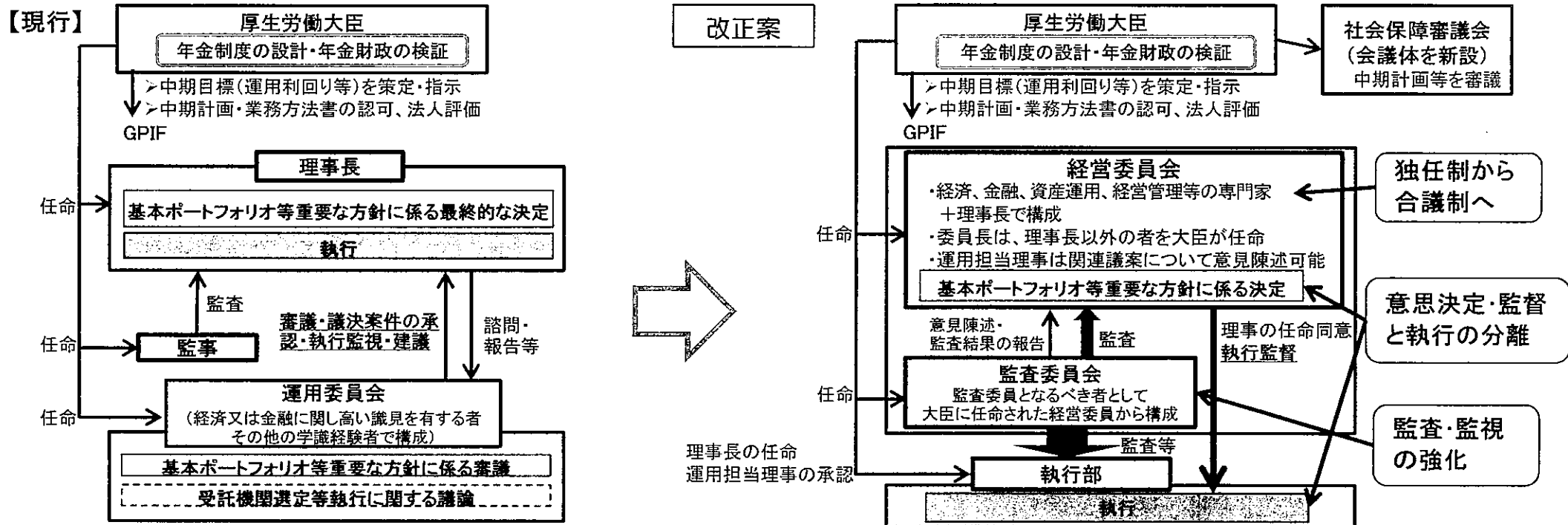


年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し

- 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施【平成29年10月施行】
- 年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、公布日から3月以内の政令で定める日に施行】

ガバナンス改革

- ① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化



運用方法の追加

- ① リスク管理の方法の多様化 ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。
- ② 短期資金の運用方法の追加 ⇒ コール資金の貸付等を追加

※検討規定: 施行の状況、国民の意識、ステewardシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる

日本年金機構の国庫納付規定の整備

○ 平成27年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を整備する。【公布日から3月以内の政令で定める日に施行】

1. 会計検査院の指摘(平成27年10月20日)

①機構は、保有財産を見直し、保有する合理的理由が認められない土地・建物について、国庫納付すること

②厚生労働省は、国庫納付させる適切な制度を整備すること

(注)3年間入居者のいない宿舍等として8宿舍・4事務所(※)を指摘

(※)土地の簿価 約14億円

建物の簿価 約1億円

2. 宿舍の現状(平成28年6月現在)

○宿舍 199宿舍(2,301戸)

※廃止予定の宿舍(8宿舍)を除く。

○入居者 1,645世帯
(平均入居率 71.5%)

○職員数 約2万人
うち、広域異動者 約3,800人

※機構の宿舍は、転居を伴う勤務地異動をしている者(広域異動者)のみが入居。

3. 対応

■制度の整備

不要財産 → 処分・国庫納付

法改正により国庫納付に係る所要の規定を整備

独立行政法人については、平成22年の独立行政法人通則法改正で国庫納付規定が既に設けられており、日本年金機構法についても同様の規定を整備。

- ・ 不要財産についての処分の義務づけ
- ・ 不要財産の国庫納付の手続
- ・ 国庫納付した場合の資本金の減少(減資規定)

(参考)日本年金機構の宿舍等の見直し

➢ 会計検査院の指摘への対応 8宿舍・4事務所を処分・国庫納付

➢ その他の宿舍等についても、機構の業務改善計画の進捗を見極めつつ、耐用年数を踏まえ、処分や活用を計画的に実施